

# きよかわ 議会だより



村の花 ミツバツツジ

第203号

令和7年3月1日



清川村議会HP



清川村マスコットキャラクター  
「きよりゅん」

「岩手県岩手町議会」などの行政視察を受入

(関連は14ページ)

## 12月定例会

- 議案審議の結果 ..... ②～③
- 専決処分、条例改正、令和6年度補正予算、陳情、意見書の提出 ..... ③～⑤
- 一般質問 ..... ⑥～⑫
- 議員活動報告 ..... ⑬
- 他議会の行政視察の受入など ..... ⑭

# 12月定例会

12月5日から13日までの9日間を会期として開きました

12月定例会では、一般質問のほか、専決処分の承認、条例改正及び令和6年度補正予算などを審議し可決しました。

## 議案審議の結果

| 提出 | 議決日    | 件名                                                       | 審議結果 | 小林大介 | 落合美和 | 細野賢一 | 笹原和織 | 山本雅彦 | 城所英樹 | 藤田義友 |
|----|--------|----------------------------------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 村長 | 12月13日 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和6年度清川村一般会計補正予算(第3号))             | 承認   | ○    | ○    | ○    | 欠    | ○    | ○    | ○    |
|    |        | 清川村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について              | 可決   | ○    | ○    | ○    | 欠    | ○    | ○    | ○    |
|    |        | 清川村長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                    | 可決   | ○    | ○    | ○    | 欠    | ○    | ○    | ○    |
|    |        | 清川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                         | 可決   | ○    | ○    | ○    | 欠    | ○    | ○    | ○    |
|    |        | 清川村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 可決   | ○    | ○    | ○    | 欠    | ○    | ○    | ○    |
|    |        | 清川村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について                              | 可決   | ○    | ○    | ○    | 欠    | ○    | ○    | ○    |
|    |        | 令和6年度清川村一般会計補正予算(第4号)                                    | 可決   | ○    | ○    | ○    | 欠    | ○    | ○    | ○    |
|    |        | 令和6年度清川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)                            | 可決   | ○    | ○    | ○    | 欠    | ○    | ○    | ○    |



| 提出 | 議決日    | 件名                          | 審議結果 | 小林大介 | 落合美和 | 細野賢一 | 笹原和織 | 山本雅彦 | 城所英樹 | 藤田義友 |
|----|--------|-----------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 村長 | 12月13日 | 令和6年度清川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号） | 可決   | ○    | ○    | ○    | 欠    | ○    | ○    | ○    |
|    |        | 令和6年度清川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）   | 可決   | ○    | ○    | ○    | 欠    | ○    | ○    | ○    |
|    |        | 令和6年度清川村公共下水道事業会計補正予算（第2号）  | 可決   | ○    | ○    | ○    | 欠    | ○    | ○    | ○    |
| 陳情 |        | 「再審法改正を求める意見書」採択に関する陳情      | 採択   | ○    | ○    | ○    | 欠    | ○    | ○    | ○    |
| 議員 |        | 再審法改正を求める意見書の提出について         | 可決   | ○    | ○    | ○    | 欠    | ○    | ○    | ○    |

※細野洋一議長は、採決に加わりません。「○」は賛成、「●」は反対、「欠」は欠席を表します。

## 専決処分

### 令和6年度清川村一般会計補正予算（第3号）

令和6年10月9日の衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査を行うべき事由が生じ、10月15日公示、10月27日投票とされ予算の執行に急を必要としたため、専決処分したものです。

全員賛成で承認

## 条例改正

### 清川村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正

令和6年8月の人事院勧告に伴い、期末手当の支給率について、所要の改正を行うものです。

全員賛成で可決

### 清川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正

令和6年8月の人事院勧告に伴い、給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給率について、所要の改正を行うものです。

全員賛成で可決

### 清川村長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正

令和6年8月の人事院勧告に伴い、期末手当の支給率について、所要の改正を行うものです。

全員賛成で可決

### 清川村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正

令和6年8月の人事院勧告に伴い、期末手当及び勤勉手当の支給率について、所要の改正を行うものです。

全員賛成で可決



# 条例改正

## 清川村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

ひまわり放課後児童クラブは、保健福祉センターひまわり館を活動場所としていましたが、利用する児童数の増加に対応し、児童の遊び場の確保などを図るため、清川幼稚園内に活動場所を移動するため、所要の改正を行うものです。

全員賛成で可決



現在のクラブ居室。4月から幼稚園内に

# 令和6年度補正予算

## 一般会計

既定の予算額に282万5千円を追加し、総額26億9047万9千円としました。

主な補正内容は、歳出では、人事院勧告などに伴う人件費の補正のほか、

ひまわり放課後児童クラブの活動場所の移転に伴う利用施設の改修経費や、令和5年度に実施した新型コロナウイルススワクチ

ンの追加接種に係る国庫補助金の確定に伴う返還

金および保育所などへの入所に係る経費や重度な障害者の医療費助成金、

带状疱疹の予防接種に係る助成金、保険給付費の

増加に伴う介護保険事業特別会計への繰入金、村

道などの維持補修費など、各事務事業の執行に伴い、

一部不足する経費の増額補正、また、当初の見込

みを下回ることが予測さ

れる下水道施設の電気料金や各小・中学校における県費負担職員の配置決

定などに伴う減額補正をするものです。

また、歳入では、保育所入所事業及び放課後児童クラブ運営事業における放課後児童クラブの活

動場所の移転に伴う経費の一部に充当される国庫

支出金および県支出金を増額補正するほか、村内

の交通事故多発件数が少

なったことから不交付となった交通安全対策特別交付金を減額補正すると

共に、収支の均衡を図るため、基金からの繰入金を増額補正するものです。

全員賛成で可決

## 国民健康保険事業

既定の予算総額に4388万円を追加し、総額を4億1486万2千円としました。

補正の内容は、歳出では、一般管理費における

人事院勧告などに伴う人件費の補正のほか、一般被保険者療養給付費および一般被保険者高額療養

費を増額補正するものです。

また、歳入では、保険給付費等交付金の増額および一般会計からの繰入金を増額補正するものと

す。

全員賛成で可決



## 介護保険事業

既定の予算総額に945万6千円を追加し、総額を3億6387万1千円としました。

補正の内容は、歳出では、人件費の補正のほか、

介護サービスの利用件数の増加に伴う保険給付費を増額補正するものです。

また、歳入では、一般会計繰入金のほか、介護給付費の増に伴う国庫負

担金などの増額補正および財源として基金を充当するため、基金繰入金を増額補正するものです。

全員賛成で可決



## 議会会議録がホームページからご覧になれます。

- 会議録検索システムでは、平成19年3月からの本会議の会議録が閲覧・検索できます。
- 本会議の日程や議案審議、一般質問の質疑応答などがご覧いただけます。

清川村トップページ



清川村議会



会議録

からお入りください。

# 令和6年度補正予算

## 簡易水道事業会計

収益的収入及び支出について、収入は既決予定額2億246万1千円に補正予定額39万1千円を増額し補正後額を2億285万2千円に、支出は既決予定額1億9727万4千円に補正予定額20万6千円を増額し補正後額を1億9748万円とするものです。

### 全員賛成で可決



収入では、一般会計補助金で、収益的収入及び支出の増額、資本的収入及び支出中、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額への補填財源の額をそれぞれ補正するほか、継続事業企業債など

## 公共下水道事業

収益的収入及び支出について、収入は、既決予定額3億7729万3千円に補正予定額635万3千円を減額し補正後額を3億7094万4千円に、支出は既決予定額3億7080万6千円に補正予定額655万3千円を減額し補正後額を3億6425万3千円とするものです。

また、資本的収入及び支出について、収入では既決予定額2億9784万2千円に補正予定額8467万3千円を減額し補正後額を2億1316万9千円に、支出は既決予定額3億5520万9千円に補正予定額8467万3千円を減額し補正後額を2億7053万6千円とするものです。

### 全員賛成で可決

補正の主な内容は、支出では、人件費の補正のほか、下水道施設の電気料、下水道施設長寿命化計画に基づく施設、設備の改築工事に係る工事請負費などを補正するものです。

収入では、一般会計補助金、企業債および国庫補助金などの補正で、収益的収入及び支出の減額、資本的収入及び支出の減額補正のほか、継続事業企業債などを補正するものです。

## 「再審法改正を求める意見書」採択に関する陳情

陳情者／神奈川県弁護士会 会長 岩田 武司

### 全員賛成で採択

## 陳情

## 意見書の提出

### 再審法改正を求める意見書

提出先／衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

要旨／冤罪は人権侵害であり、冤罪被害者の人権救済は地域住民の生命・財産を護る義務を有する地方自治体にとって重要な課題である。

冤罪被害者を救済するための制度として「再審」があるが、現行法には再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。

このことは、再審手続の審理は、裁判所や担当する裁判官によって異なる判断がされることにより、平等かつ公平な手続が担保されていないこととなる。

よって、本村議会は、冤罪被害者を迅速に救済するため、次の事項を強く要望するものである。

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止



# 一般質問

## 議員が 村政を問う

12月定例会では6人の議員が9項目の一般質問を行いました。

| ページ | 質問者     | 質問事項                                                |
|-----|---------|-----------------------------------------------------|
| 7   | 笹原 和 織  | ①将来に伝え守るべき村の教育とは何か<br>②児童・生徒の安全性に配慮した校舎と周辺の配置について   |
| 8   | 藤 田 義 友 | ①村道への街灯設置について                                       |
| 9   | 小 林 大 介 | ①縮小する自治体における行財政の見通しについて<br>②自治体を越えた中学校進学について        |
| 10  | 城 所 英 樹 | ①空き家対策の現状と今後の活用について<br>②福祉の支援を受けていない方へのアウトリーチ活動について |
| 11  | 細 野 賢 一 | ①国土強 <sup>じん</sup> 靱化地域計画の取り組みについて                  |
| 12  | 落 合 美 和 | ①宮ヶ瀬霊園の現状の維持管理状況および利用状況と今後の施設運営の見通しについて             |

※一般質問とは、議員が村の行財政全般にわたって、村長をはじめとする執行機関に対して質問することです。  
ここでは、質問者がまとめた原稿をもとに、その内容を掲載しています。



笹原 和織 議員

# 将来に伝え守るべき村の教育とは何か ～ 少人数教育のデメリットを メリットに変えていくには ～

笹原 現状の「学力」「体力」の状況について伺います。

**教育長** 先の全国学力・学習状況調査の結果では、小学校の「算数」は全国 の正答率の平均を下回りました。また、小学校の「国語」と「国語」は、全国・県の平均正答率を上回っています。

体力面は、令和5年の調査では「中学校の女子生徒」ではほぼ全国平均水準ですが、「小学校の男女児童」および「中学校の男子生徒」で全国平均数値を上回ります。

それぞれに取組の成果とも言えますが、児童・生徒数が少ないため数値に一喜一憂せず、今後とも取り組んでいきます。

笹原 少人数教育のメリットとデメリットをどう把握するのか。

**教育長** メリットとして1人ひとりの状況をきめ

細かく把握でき、個々の教育に生かすことがありますが、デメリットとして競争相手の不在や人間関係が固定しやすいこと、専門教員の配置のしにくさなどが挙げられます。

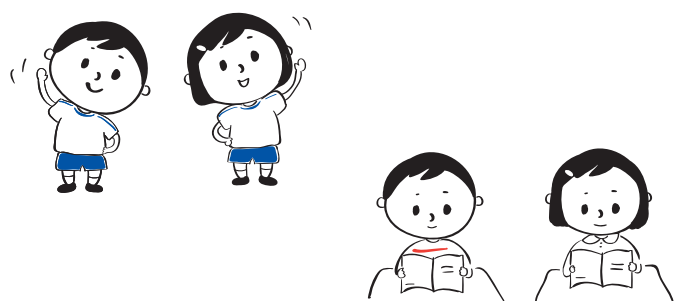
笹原 デメリットをメリットに変えていく工夫と育成すべき人材像は重要であり、教育大綱では「他の人と協働しながら豊かな人生を切り開く機会に満ちた人材」育成が謳われていますが、少数では「自らをライバルに成長する」ことが一つの鍵になると考えます。今後のデジタル環境の活用際に際し考慮すべきでは。

**教育委員会参事** デジタル環境の活用と共に、それを道具の一つとして使いこなせるように、今後とも保護者・教員向け共に取り組みます。

笹原 少人数教育のデメリットに「閉じられた

人間関係」があったが、従来の地域に開かれた教育・交流環境と昨今の「クラブ活動の地域化」を視野に入れると、他市町との組織化・制度化を検討すべきと考えるが。

**教育委員会参事** 現在、村内でも多くのボランティアの皆さんにご協力いただき、部活動についても近隣の中学校との合同チームでの参加の実績があります。



## 児童・生徒の安全性に 配慮した校舎と周辺の配置について ～ 今後も検討を重ねていく ～

現在の校舎を含む内外のコンセプトを確認しておきます。

**教育長** 基本構想では幼・小・中が一つの敷地に入ることを構想しており、周辺道路・通路の整備や校舎内外の安全性について、校舎内の講堂・運動場などの安全性も他学年利用を視野に十分に検討する予定であり、また防災拠点を視野に入れる計画です。

笹原 回答の中で幼稚園も入れるとの指摘でしたが、その確認とそれに伴う安全性の確保の質的な変化に加え、運営の相違から来る経営面の課題や跡地利用の課題も増えますが、その点について確認します。

笹原 そこで行われる教育内容が具体化するにつれより具体的な学校イメージが作られますが、

**学校教育課長** 安全性については、基本計画の段階で十分に考慮していかねばなりません。保育園を加える点についても今後よく検討します。





藤田 義友 議員

# 村道への街灯設置について ～ 歩行者に対する安全対策を ～

藤 田 現在、「村道宮野上道線」には道路照明灯や防犯灯が設置されていないため、夜間には本路線は暗くなり、歩行者などにとって大変危険な状況となっています。

このようなことから、「村道宮野上道線」の歩行者などに対する安全対策として、道路照明灯または防犯灯を設置する考えがないか伺います。

村 長 まず、道路照明灯ですが、村は国土交通省が定める道路照明施設設置基準や県が定める道路照明灯設置要領などを参考に、村道の橋梁や交差点部、道路交通量の多い路線を基本に現在、104基を設置しています。

また、村道の道路照明灯は、令和6から7年度までの2カ年度でLED化の工事を計画しており、今年度は42基のLED化を進めているところです。

次に、村内の防犯灯ですが、現在535基を設置しており、新設については、村が定める防犯灯設置要綱に基づき、基本的には自治会長からの申請を受け、村防犯指導員が現地を確認し必要性について協議の上、設置しています。

質問のありました、令和5年度から7年度までにかけて改良工事を実施した「村道宮野上道線」の一部、158・5㍔の区間と「村道宮野下道線」

の「村道宮野線」との交差点部から「村道宮野上道線」までの39・9㍔の合計198・4㍔の区間の道路照明灯または防犯灯の設置についてですが、この区間は、「村道宮野線」との交差点部と「村道宮野上道線」と「村道金門線」との接続部に防犯灯が設置してあることから道路照明灯は設置していません。

この区間については、道路交通量が少なく、路線のほとんどが農地と隣

接しているほか、道路を改良した当時に住民皆さんからの要望などがなかったことを理由に道路照明灯を設置していません。

しかし、近年、健康のために早朝や夜間に散歩される方が多く、歩行者の安全・安心の確保と防犯対策は大変重要となりますので、地元の自治会長や村防犯指導員などとも相談し、設置に向け検討します。



夕刻には暗い道に（写真は「村道宮野上道線」）





小林大介 議員

## 縮小する自治体における行財政の見通しについて

～ 33%が市町村合併を検討する必要あり、  
16%が合併の長所や短所が分からないと回答 ～

小林 人口減少や少子高齢化、国有資産等所在市町村交付金の減少などにより、一層の行財政改革が必要となっているが、村づくりアンケートを踏まえた市町村合併の検討は。

**総務課長** アンケートの結果、33%の方が合併を検討する必要があると回答し、16%が市町村合併の長所や短所が分からないなどの理由で判断できないと回答しています。

今後も、定期的に情報提供し、村民の皆さまと一体となった村政運営に取り組んでいきます。

小林 安定的な行政運営のための村職員の定数と離職・休職の問題についての考えは。

**総務課長** 令和3から5年度までの退職者数は24人、うち自己都合などによる退職が21人であるのに対し、採用者数は20人です。また、来年4月1

日採用予定の4人のうち3人から辞退届が出ており、厳しい状況となっています。

小林 村職員の自己都合の退職率は県内トップクラスである。

**総務課長** 小規模自治体では、退職率で捉えると数字だけで比較するのは難しいと考えています。これまでの取組により、事務体制は確保しており、行政サービスの水準は維持できています。

小林 離職者や休職者が多く出ており、74人の定数に対して15%程度の人員不足の現状。次年度採用者の辞退もあり、今後も業務負担が解消できず悪循環が心配される。これは危機的状況では。

**総務課長** 職員数の確保は危機的状況とは考えていません。68人を74人に増やすスケジュール感を持ち取り組んでいます。

## 自治体を越えた中学校進学について

～ 家庭ごとの判断によって、近隣自治体の中学校への入学を認めることは非常に難しい ～

小林 部活動や学級規模を理由に、近隣自治体の学校への進学を希望する声が保護者から出ている。また、事実として出生数が年間5人程度に低下しており、宮ヶ瀬の学校と同じように、極小規模校化という問題の議論がまた繰り返されること想定されるため、村外の学校も選択できる仕組みや、学校の事務委託についての議論は今のうちから始めておくべき。

**教育長** 住所を有する市町村教育委員会との協議に基づき、他の市町村の教育委員会が受け入れを承諾した場合は就学すべき学校の変更ができますが、その自治体で生じた問題などについては、まずその自治体で対応すべきという考えがどの自治体にも根拠としてあり、近隣の市町でも、転出以外の理由で区域外就学を認める事例は少なく、教育的配慮に関する理由があっても、特別な理由が



生徒数54人の緑中(写真右)と3人の宮ヶ瀬中(写真左)  
※令和6年12月1日現在

なければなかなか認められない状況にありますので、家庭ごとの判断によって、近隣自治体の中学校への入学を認めることは非常に難しいと考えています。

小規模校であるがゆえのいろいろな課題については対応を考えているところですが、学校に関する問題については、保護者の方と学校でよく話し合っていたいただき、必要があれば、教育委員会も一緒に考えて対応していきます。



城所 英樹 議員

# 空き家対策の現状と今後の活用について

～ 空き家の活用促進は進める必要がある ～

城所 空き家に関する現状と課題、空き家対策の各施策についての課題、また、空き家を滞在型施設として活用する際に支援を行うことについて伺います。

**村長** 空き家に関するアンケート調査を実施するに当たり、74戸を調査対象としていることから、空き家率は6.7%となり、県内市町村では一番低い率と判明しました。しかし現在、村の高齢化率は高い傾向のため、空き家率は上昇傾向が予想されることから、空き家を活用する必要性は高いものと考えています。各施策についての課題ですが、村では二つの補助制度と空き家等情報提供事業を実施し、移住者や定住者の住宅環境の一端を担っているものと考えていますが、新築を求める移住者に対して売地が不足していることから、活用が難しい空き家については、解体を促進して



## 福祉の支援を受けていない方へのアウトリーチ活動について

～ 住民に寄り添った活動を進める ～

城所 障がい・引きこもり・生活困窮<sup>ききゆう</sup>など、生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、積極的に働きかける取組が必要と考えます。

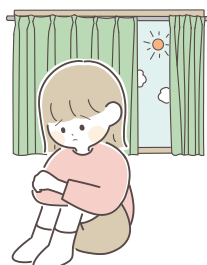
アウトリーチ活動とは、援助が必要であるにも関わらず、自発的にサービスを求めようとしない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届ける事業ですが、村での取組について伺います。

**村長** 村では、民生委員児童委員が地域の情報を把握し、毎月開催される定例会議で情報を共有しています。

また、地域包括支援センターの職員による家庭訪問を実施し、健康状態の確認や家庭状況の把握などを行っています。

何らかの不安要素があった場合は、子育て健康福祉課内で情報を共有し、関係機関と連携しながら、必要な支援へとつ

ないでいます。しかし、把握できないケースや支援につながらない場合もありますので、住民皆さまの状況を把握し、必要なサービスにつなげられるよう努めていきます。







細野 賢一 議員

# 国土強<sup>じん</sup>靱<sup>じん</sup>化地域計画の 取り組みについて

～ 地域<sup>じき</sup>の特性<sup>とくせい</sup>を踏<sup>ふ</sup>まえ、  
計画策定<sup>けい画さくてい</sup>に向け取<sup>と</sup>り組<sup>ぐみ</sup>んでいる ～

細野 村の国土強<sup>じん</sup>靱<sup>じん</sup>化  
地域計画の取組について、  
進捗状況および課題が  
あったのかどうかを伺い  
ます。

村長 国土強<sup>じん</sup>靱<sup>じん</sup>化法の  
制定から10年が経過し、  
平成30年12月の国土強<sup>じん</sup>靱<sup>じん</sup>  
化基本計画の策定から約  
6年を迎えたこと、また、  
この間の災害から得られ  
た貴重な教訓や社会経済  
情勢の変化なども踏<sup>ふ</sup>まえ  
て計画の見直しが行われ、  
昨年、令和5年6月には、

村の国土強<sup>じん</sup>靱<sup>じん</sup>化地域計  
画ですが、地域強<sup>じん</sup>靱<sup>じん</sup>化の  
基本的な考え方として、  
対象とする災害や基本目  
標を設定し、国の基本計  
画の方針に準じ、地域の  
特性を踏<sup>ふ</sup>まえ、地域強<sup>じん</sup>靱<sup>じん</sup>  
化を推進する上での基本

国土強<sup>じん</sup>靱<sup>じん</sup>化基本法が改正、  
同年7月には、新たな国  
土強<sup>じん</sup>靱<sup>じん</sup>化基本計画が閣議  
決定され、デジタル新技  
術の活用や地域における  
防災力の一層の強化が新  
たに追加されたところで  
す。

的な方針を定めることと  
し、基礎自治体において  
も、国や県との調和を図  
り、強<sup>じん</sup>靱<sup>じん</sup>化の組織姿勢や  
地域を強<sup>じん</sup>靱<sup>じん</sup>化する上での  
目標を明確化します。

次に、事前に備えるべ  
き目標と起きてはならな  
い最悪の事態や施策分野  
を設定し、脆弱<sup>ぜいじく</sup>性の分析  
や評価、課題の検討を行  
い、リスクへの対応策の  
検討を定めていくことに  
なります。

現在、地域計画の策定  
作業を全庁体制で進めて

いますが、清川村特定環  
境保全公共下水道事業ス  
トックマネジメント計画  
や本年7月の清川村地域  
防災計画の改定など、改  
定した各種計画との整合  
を図ることや脆弱<sup>ぜいじく</sup>性の分  
析や評価を基にしたリス  
クシナリオの対応方策の  
検討、村特有の課題とし  
て、村独自での対応には  
限界があることから、村  
外からの応援を円滑に受  
け入れるための広域的な  
受援体制の協議などに時  
間を必要としています。

また、国では、改正法  
により新たに法定化され  
た国土強<sup>じん</sup>靱<sup>じん</sup>化実施中期計  
画について、令和6年に  
発生しました能登半島地  
震の経験を踏<sup>ふ</sup>まえ、早期  
の策定に取り掛かること  
とされていることから、  
これらの動向も踏<sup>ふ</sup>まえ、  
地域計画との整合性を図  
りながら、策定作業を進  
めていきたいと考えてい  
ます。

停電





落合 美和 議員

# 宮ヶ瀬霊園の現状の利用・維持管理状況 今後の施設運営の見通しについて

～ 区画使用率は97%。利用者からの管理料・  
積立基金を財源として健全な施設運営を図る ～

**落合** 近年の霊園の動向を見ると、少子高齢化による人口減少や核家族化の進展に伴う家族間の多様化により、墓仕舞いと言われる改葬、縁故管理者の不在による無縁墳墓の増加など、管理問題の懸念の増加、また、承継者不要の墓、例えば樹木葬を選択する人が増えるなど、霊園運営に関する課題が浮き彫りになってきています。宮ヶ瀬霊園は、村が管理・運営する霊園であり、このような動向を踏まえて霊園の現状と今後の運営について伺います。

①宮ヶ瀬霊園の現状の霊園使用者の利用状況に関して、以下2点を伺います。

- ・ 霊園の施設概要
- ・ 霊園の区画利用率

②宮ヶ瀬霊園の今後の施設運営の見通しについて以下2点を伺います。

- ・ 現状の霊園における財政運営
- ・ 霊園の維持管理に関する今後の計画

**村長** ①宮ヶ瀬霊園は総面積1万8887平方メートル、9区に分かれ、1039区画の一般墓所と1区画の永代供養墓があり、付帯施設としては無料休憩室を兼ねた管理棟、公衆トイレ、みんなのトイレ、東屋、忠魂碑、共同供養塚および駐車場などを備える、年中無休の施設です。そして、令和6年10月時点では、一般墓所の約97%（1005区画）が使用されています。空き区画については、広報紙やホームページで随時募集をかけて使用者の確保に努めています。

②財源と維持管理については、永代使用料と年間管理料を財源として、施設や設備の維持管理を行うと共に、計画的な改修には積立基金を活用し、適正な財政運営を行っています。

今後の施設運営については、年中無休の開園を継続するため、管理人の常駐、来園者への案内や周辺の草刈り、トイレ清

掃などの衛生面の維持を行います。

また、春や秋の彼岸時期や夏のお盆時期には、宮の平バス停留所から宮ヶ瀬霊園までの往復の無料送迎バスを運行するなどして、来園者が安心して訪れることができる施設運営に引き続き努めていきます。

**落合** 霊園を訪れる来園者数について、村内外在住区分も併せて伺います。

**環境上下水道課長** 在住区分は不明ですが、令和5年の実績では、年間では約1万6800人、月平均では約1400人の方が来園しています。

**落合** 来園者・利用者の意見を収集し、霊園を改善していくことは今後の運営に際して有用だと考えますが、現状の情報収集の方法、それら来園者の声の反映状況について伺います。



霊園運営の今後の見通しは

**副村長** 来園者の意見に関しては、ホームページなどでの問い合わせで対応し、これまでに高齢者の増加に伴うスロープの設置やトイレの洋式化、東屋の修繕など、利用者からの要望に基づいて随時計画的に改善しています。また、駐車場も区画スペースを広げ、ダム側の駐車場に関しても整備してきました。

今後については、歩道の傷みを確認しているため、車椅子を利用される皆さんのためにここ3年間をかけて計画的に修繕するなど利用者や管理

人からの要望を聞きながら、随時計画的に修繕を進め、利用しやすい環境を整えていきます。

**落合** 村長の答弁にもありました「無料休憩室」ですが、施設の利用者が周知されていない状況です。改善方法について伺います。

**環境上下水道課長** 霊園の開園中は、霊園の利用者が誰でも利用できるように開いていますので、ホームページでの周知や看板の設置などで利用促進を図っていきます。



# 議員活動報告

(令和6年11月～令和7年1月)

3カ月ごとの議員活動について報告します。なお、詳しい活動内容については、各議員へ直接お問い合わせください。

※「○」は出席、「●」は欠席を表します。

※この他、「定例会」「議会運営委員会」「常任委員会」「広報広聴委員会」「議会改革推進委員会」など、議員で構成される委員会などを開催しています。

※「議長」の職務のみに係る公務は、除きます。詳しくは、ホームページをご覧ください。

※掲載する活動期間中に「議員」であった場合でも、本紙発行時に「議員」の職務に就いていない者は掲載から除きます。

| 月 日    | 件 名                    | 小林大介 | 落合美和 | 細野賢一 | 笹原和織 | 山本雅彦 | 城所英樹 | 藤田義友 | 細野洋一 |
|--------|------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 11月 3日 | 第37回清川やまびこマラソン大会       | ●    | ○    | ○    | ●    | ●    | ○    | ●    | ○    |
| 11月19日 | 自治功労者表彰式・県町村議会議員研修会    | ○    | ●    | ○    | ○    | ●    | ○    | ○    | ○    |
| 11月23日 | 宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい点灯セレモニー | ●    | ●    | ○    | ○    | ●    | ○    | ○    | ○    |
| 11月24日 | 交通安全村民総ぐるみ大会           | ●    | ●    | ○    | ●    | ●    | ○    | ●    | ○    |
| 1月12日  | 消防出初式                  | ※団員  | ○    | ※団員  | ○    | ○    | ※団員  | ○    | ○    |
| 1月13日  | はたちのつどい                | ●    | ○    | ○    | ○    | ●    | ○    | ●    | ○    |

## 他市町議会との連携した活動 (令和6年度)

### 小田急多摩線延伸を促進する議員連盟

町田市議会、相模原市議会、厚木市議会、愛川町議会、清川村議会

|       |      |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5月24日 | 総会   | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2月 5日 | 研修会  | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ |
| その他   | 要望活動 |   |   |   |   |   | ○ | ○ |   |

### 国道246号バイパス建設促進議員連盟

秦野市議会、厚木市議会、伊勢原市議会、中井町議会、大井町議会、松田町議会、清川村議会

|        |        |   |   |   |      |   |   |   |   |
|--------|--------|---|---|---|------|---|---|---|---|
| 5月27日  | 総会、研修会 | ● | ○ | ○ | ※村監査 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10月21日 | 要望活動   |   |   |   |      |   |   |   | ○ |

### 大山丹沢山系鳥獣等問題市町村議員連絡協議会

相模原市議会、秦野市議会、厚木市議会、伊勢原市議会、愛川町議会、清川村議会

|       |        |   |   |   |   |   |   |     |   |
|-------|--------|---|---|---|---|---|---|-----|---|
| 5月23日 | 総会、研修会 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ●   | ○ |
| 1月30日 | 研修会    | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ○ | ※公務 | ○ |

どなたでも本会議を傍聴することができます。  
また、議会全員協議会などの会議も傍聴できるようにしました。皆さんの生活に寄与される政策は、議会などで諮られています。  
傍聴するための予約は必要なく、当日に「氏名」や「住所」などを受付で書くだけの簡単な手続きだけです。さあ、傍聴に行きましょう！



傍聴においでよ!



長野県高山村議会（写真手前）



岩手県岩手町議会（写真手前）



表彰される細野議長  
（写真提供：神奈川県町村議会議長会）

## 他県2議会の「行政視察」の受入

村役場4階・住民センター集合室で昨年12月17日、「長野県高山村議会」「総務文教常任委員会」「福祉産業常任委員会」合同行政視察で村を訪れた高山村議会を村議会が受け入れ、自立持続可能性自治体への取組や子育て支援施策、地域活性化施策の取組について視察されました。

高山村においても規模や施策内容に多少の差はあるものの、本村と近似の施策を実施していることもあり、高山村議会議員からは多くの質疑が出されたことから、出席した村職員を含めて活発な意見交換や情報提供を行いました。

また、1月16日には、「岩手県岩手町議会」が訪れ、移住・定住の取組について視察されました。近年、同町でも人口の動向には注視しているとのことで移住・定住施策の課題があり、本村が実施している事業の説明に対し、多くの質疑を寄せていました。

## 自治功労者表彰式・町村議会議員研修会

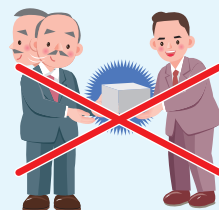
大井町で昨年11月19日、「令和6年度自治功労者表彰式・町村議会議員研修会」が開催されました。地方自治の振興発展に功績のある議員に贈られる自治功労者表彰では、細野洋一議長を含む町村議会議員10人が表彰されました。

研修会では常滑市副市長・山田朝夫氏による「流しの公務員、霞が関から現場の旅へ」と題した講演が行われ、各議員とも識見を広げる研修となりました。

## 議員や市町村長は、公職選挙法により選挙区内で次の行為は厳禁です！

- 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ
- 祭りへの寄付や差入れ
- 見舞い、中元、歳暮、年賀
- 年賀状など時候のあいさつ状（自筆の答礼を除く）
- 本人出席以外の香典、結婚祝い など

住民の皆さんが議員に寄付を求めることも禁止されています。



次の定例会の予定日は **3月5日（予定）**から

皆さんの傍聴をお待ちしています。

## 編集室から

令和7年を迎え、初めての議会だよりとなります。

昨年は、能登半島地震に始まり、議会でも合同行政視察で石川県を訪れ、災害対応を研修させていただきましたが、やはり、有事の際には、一人ひとりの防災意識の向上が大切であると感じています。

1月12日には、消防出初式が開催されました。本村では消防団員が不足している状況が続いています。地元の消防団活動に参加することによって、防災意識を高め、地域貢献にもつながります。災害対応力の強化のためにも、ご協力をお願いします。

さて、本村議会では、議員の任期満了が近付き、4月20日には村議会議員選挙が執り行われる予定です。今月号が現在の委員会での最終号となります。議会だよりを通じて、皆さまに議会の様子を分かりやすくお伝えできていたのなら幸いです。

次号では、新たな委員会が発行いたしますので、ご意見やご要望などがありましたらお知らせください。（城所）

発行／清川村議会  
編集／広報広聴委員会  
委員 長 小林 大介  
副委員長 城所 英樹  
委員 細野 賢一  
委員 細野 洋一  
委員 山本 雅彦  
〒243-0195 神奈川県愛甲郡  
清川村煤ヶ谷2216番地  
TEL.046（288）1576  
FAX.046（288）1767  
【E-mail】kiyokawagikai@town.kiyokawa.kanagawa.jp

この広報紙は再生紙を使用しています。